

〈コメント〉

家族政策からみた女性の教育・就労とジェンダー

本澤巳代子

1 東西ドイツの男女平等観と家族政策

東ドイツでは、1949年にドイツ民主共和国憲法が施行され、男女の実質的同権 (tatsächliche Gleichberechtigung) と家庭における男女平等に反するすべての法律規定は効力を失うものとされた。それゆえ、東ドイツの家族法は、社会主義イデオロギーのもと、男女の実質的平等および家族に対する国・社会の共同責任を前提としていた。こうした東ドイツの実質的平等の理念の背景には、労働力不足ゆえに男女が共に就労しなければならない事情が存在していたといわれている。

これに対し、西ドイツでは、1953年にボン基本法が施行され、男女同権と国家・社会による家族の保護が規定された。1957年の男女同権法により、民法の領域における男女の機能的平等 (funktionelle Gleichberechtigung) が図られ、その後の西ドイツ家族法の基本原則となる稼得活動 (Erwerbstätigkeit) と家政管理 (Haushaltsführung) の等価値原則が確立された。しかし、60年代後半には初めての経済不況をきっかけに価値観の転換が起こり、子どもの権利保護と男女の実質的平等を実現するための法改正や新法制定が行われた。

たとえば、1976年の家族法改正により、伝統的性別役割分業に基づく主婦婚 (Hausfrauenehe) の廃止や年金権の分割制度 (Versorgungsausgleich) が新設され、1979年の親子法改正により、親子関係が支配関係 (Gewaltverhältnis) ではなく配慮関係 (Sorgeverhältnis) であることが明確にされるなどした。1985年の育児手当・育児休暇法は、母親の就労とは関係なく定額給付を支給するものである。これは育児を社会的労働として認知したものであり、1996年の介護保険法は、高齢化の進展の中で介護を労働として社会的に認知したものであるといわれている。この点において、1970年代の価値観の転換に基づく男女観・家族観の変化を反映した第2家族報告書を扱った川越報告は、1985年の育児手当法と以下紹介する2006年の両親手当法との考え方の違いを、より詳細に検討するものとして興味深いものであった。

1990年の東西ドイツ統一により、西ドイツのシステムが東ドイツにそのまま適用された結果、それまで実質的平等の理念のもと働くことが当たり前であった東ドイツの女性達は、西側の法秩序や社会秩序のもとで苦悩することとなった。それゆえ、1994年の第5家族報告書は、東西ドイツの価値観や男女平等観の違いを前提に、女

性の多様な人生観や生活観を認めようとするものとなっている。2000年の第6家族報告書では、東西ヨーロッパ諸国における人口移動の激化を背景に、外国人家族に対する支援策が検討されている。もっとも、この頃からドイツ経済は停滞し、若年失業者が急激に増加したため、2002年のハルツ委員会提案に基づく法改正が2003年に行われ、貧困政策から労働による「自立」への社会保障政策の転換が行われた。このような社会保障政策の転換は、収入の少ない仕事にも「自立」のために就かねばならない状況を生み出し、母子家庭の母親など低所得層を更に貧しくすることとなっている。

2005年の第7家族報告書は、ドイツ経済の持続的発展のために少子化に歯止めをかけるべく、ヨーロッパ諸国の家族政策を比較・検討し、持続的な家族政策の展開により家族に優しい(familienfreundlich)社会の形成を目指すものとなっている。ちなみに、第7家族報告書では、ヨーロッパ諸国の家族政策の比較検討の中で、旧東ドイツの保育施策や両立支援策の見直しも行われ、2007年1月1日からは、スウェーデンをモデルとした両親手当(育児休暇を取得する父母の所得補充給付)が、父親の2カ月の育児休暇取得を要件に14カ月支給されることとなり、また旧西ドイツ地域では大幅に不足している3歳児未満の保育施設を短期間に整備する方向が打ち出された。これら第7家族報告書で提言された一連の施策を強力に推進しているフォン・デア・ライエン家族省大臣は、ジェンダー政策により家庭と仕事の両立に成功している国が、家族政策にも成功している(少子化対策として成果をあげている)と述べている。

2 家族政策とジェンダー政策

現在の格差社会においては、言語や生活習慣の面でハンディキャップを負う外国人、精神的・肉体的な障害を負っている人々などを社会的に統合するとともに、低所得階層の自立を促すために、教育・労働・社会保障の総合的施策が必要である。教育レベルの低い階層で伝統的役割分担が強固であるがゆえに、市民社会の下からの改革のために教育が重視されている。その中でも、子どもの教育環境整備として、幼児教育が重視されている。保育所や幼稚園は、給食を通じて、教育レベルの低い低所得層の家庭の子ども達に十分に栄養のある食事を保障し、学校教育の前提となるドイツ語や生活習慣を身に付けることができるからである。また、小学校に通う児童達のための学童保育施設は、子どもの宿題支援や課外活動を通して、親の教育レベルの低い家庭では十分に受けられない学習支援を行うことができるからである。このような公的保育や幼児教育の重視は、小玉報告で詳しく紹介された保育士や幼稚園教諭の専門職性の歴史的背景と関連して見てみると大変に興味深いものがある。現在ドイツでは、これら保育士や看護師の専門職性がEU諸国のそれとの関係で議

論されており、今後の動向が注目されるところである。

高等教育の側面から家族政策を見てみると、高等教育を受けた女性ばかりでなく、高等教育を受けた男性も子どもを持っていないとの調査結果があり、子育てについて十分な経済力のある男女が子どもを持てずにいるという矛盾が生じている。そのため、高等教育を受けている大学生や大学院生の育児を支援すること、すなわち出産育児の前倒しが必要であると、第7家族報告書において指摘されている。大学の教育期間の長期化は、直接的には大学の授業料徴収導入をもたらしたが、同時に少子化の原因のひとつとして社会的に認識されるに至っている。そのため、従来の奨学金による学生生活支援だけでなく、大学における保育所整備による学業と育児の両立支援も行われるようになってきている。

このように、現在のドイツの家族政策は、一方では外国人など低い教育レベルの低所得者階層の家庭の子どもたちに対し、公的保育や幼児教育を通して教育の機会を保障し、現在すでに存在している子ども達を将来のドイツ経済・ドイツ社会の担い手として教育することを目指している。他方では高等教育を受ける男女に対しては、比較的時間の自由になる学生時代を活用して子どもを産み育てられる環境を整備し、将来的に経済界や社会において指導的役割を担う高い教育レベルの男女に子どもを産む決定をしてもらうことを目指しているといえる。格差社会における役割の固定化を回避するための施策であり、ジェンダー政策にも通じるものとして評価しうるものである。

〈参考文献〉

- 本澤巳代子「西ドイツにおける女性の年金」『季刊労働法』第140号(1986年), 143-157頁
 本澤巳代子「西ドイツにおける最近の家族政策の動向」『ドイツ学会ニュース』第5号(1987年)
 本澤巳代子「ドイツの家族機能と家族政策」『季刊社会保障研究』第27巻第2号(1991年), 145頁-157頁
 本澤巳代子「ドイツ統一と女性の地位」『ドイツ研究』第13号(1991年)
 本澤巳代子『公的介護保険—ドイツの先例に学ぶ』(日本評論社, 1996年)
 本澤巳代子=ベルント・フォン・マイデル編『家族のための総合政策—日独国際比較の視点から—』(信山社, 2007年)
 堀勝洋=本澤巳代子=甘利公人=福田弥夫『離婚時年金分割と法—先進諸国の制度を踏まえて—』(日本加除出版, 2008年)
 Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, *Siebter Familienbericht*, Berlin 2005
<http://www.bmfsfj.de/Politikbereiche/familie,did=98008.html>

(もとざわ みよこ・筑波大学)